

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高岡市長 角田 悠紀

市町村名 (市町村コード)	高岡市 (162027)
地域名 (地域内農業集落名)	東五位地区 (中保、樋詰、六家、内島南部、内島北部、池田、荒屋敷、大源寺、福田六家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・対象地区内には、中心経営体が不在であり、個々の農家が各々農地を管理している。70歳以上で後継者が未定もしくは不明な農地がある。これらの農地を遊休化しないよう受け手の確保を進めていく必要がある。

・人手不足により、現状で手いっぱいである。さらに、企業の定年延長などにより新たな人材が入ってこないことなどから高齢化が進んでおり、担い手の確保が急務である。

・畔等の草刈りが大きな負担となっている。負担軽減対策が必要である。

・狭隘、不整形な土地が多く、耕作の受け手がなかなか見つからない。土地補正の必要がある。

・水はけが悪い土地が多く、排水対策が必要である。

・水管理のためのポンプ維持に河川水位の影響を受けている。

・地区内の農業者だけで農地を維持することが困難な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米を中心としつつ、麦・大豆等の土地利用型作物の作付け拡大を図る一方、収益性の高い作物の導入について、地区内で検討を行う。

・他地区からの担い手の受け入れを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に今後の経営(規模拡大・縮小)意向に沿った調整を進め、集積・集約化を促進する。 ・農機を効率的に利用するため、地区内において農機を共有する体制構築を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・狭隘かつ不整形な農地については、耕作しやすいよう、また、受け手が受けやすくなるように、地権者の同意を得つつ、畔倒し等の補正に努める。 ・畔の草刈りや水管理については、自治会の協力のもと、地域ぐるみで取り組むなど、仕組み作りを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な担い手を募り、育成していくため、市町村及びJAと連携し、意向を踏まえながら取り組んでいく。 ・外国人実習生の受け入れもひとつの手法。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・負担軽減及び作業の効率化のため、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・負担軽減及び作業の効率化・効果化のため、ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布の導入について、今後検討を進める。
 ・スマート農業機器の導入にあたっては、補助金等を積極的に活用する。